

平成29年度南幌町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成29年 4月 3日作成

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町長、議会、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、監査委員及び町立南幌病院とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本町における調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務とし、概ね次のとおりとする。

- (1) 物品
事務用品、食料品、その他の物品
- (2) 役務
印刷業務、クリーニング、その他の役務

5 平成29年度の障害者就労施設等からの物品調達目標額（年間）

3,000,000円

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報をこの調達方針2に定める各部署に周知する。
各部署の発注担当者は調達の推進に努める。
- (2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号または第3号の規定による随意契約及び南幌町建設工事等における随意契約のガイドラインを活用する。

7 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、その概要を町ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。